

# ArCS 若手研究者海外派遣支援事業 大学院生短期派遣支援 2019 年度募集要項

## 1. 事業趣旨

本事業は、ArCS プロジェクト※の目的に鑑み、北極の諸問題に関する国際的な議論の場で活躍できる若手研究者および実務者の育成と、それを通じた国際連携の推進を目的として行うものです。この大学院生短期派遣支援は、修士課程以上の大学院生を対象とし、海外で開催される国際会議等や研修コース・サマースクール等に参加し、今後の北極研究推進の足掛かりとなる知識や技術を修得し、人的ネットワークを構築する活動を支援します。また、得られた知見を既存の北極関連コミュニティと共有し、我が国の産学官の北極研究ネットワークをより強固に発展させることを目的とします。

※北極域研究推進プロジェクト(ArCS)は、文部科学省の補助事業として、国立極地研究所、海洋研究開発機構及び北海道大学の3機関が中心となって、2015年9月から2020年3月までの約4年半にわたって実施する、我が国の北極域研究のナショナルフラッグシッププロジェクトです。幅広い観点から北極域の変化及び北極の変化が地球全体に与える影響について包括的・総合的に捉え、変化の原因やメカニズムを明らかにし、精緻な将来予測を行い、社会・経済的インパクトを明らかにし、これらの科学に基づく情報及び課題解決のための手法や選択肢を適切に内外のステークホルダーに伝えることを目的として実施する取り組みです。

## 2. 対象となる分野・取組み・渡航期間

### (1) 対象分野

北極に関する研究分野(自然科学系、人文社会科学系、工学・農学・医学等の実学系など)

### (2) 対象となる取組み

海外で開催される北極研究に関する国際会議や研修コース・サマースクール等※に参加したうえで、情報収集や人的ネットワークの構築、知識や技術を修得する取組み。なお、国際会議参加の場合は、原則として自身の発表を行うことを条件とします。

※原則として、公募等により広く参加を呼びかけているもの。

### (3) 渡航期間

原則として出国から入国迄が2週間以内。派遣開始が可能になる時期は「5. 申請手続き (2)募集期間」をご参照ください。

## 3. 派遣支援対象者と採用予定数

(1)支援対象者: 申請時および派遣支援期間中に、以下の条件を全て満たす方を対象とします。

### ①身分

我が国の大学等に所属する修士課程以上の大学院生

### ②年齢

原則として40歳未満

### ③国籍

国籍は問わない

(2)採用予定数:数名程度

(3)その他留意事項

①申請者が ArCS 国際共同研究推進メニューの実施担当者もしくは研究協力者の場合

・ArCS 国際共同研究推進メニューの実施担当者もしくは研究協力者も応募が可能ですが、申請内容によっては審査の際に優先順位が低くなる可能性があります。

●優先順位が低くなる申請内容の例

・ArCS の各テーマにおける実施内容に含まれるフィールド調査

・ArCS の各テーマにおける研究成果発表を目的とした会議参加

②申請者が過去に本事業で採択・派遣された場合

過去に本事業で採択・派遣された方も再度応募が可能です。前回の研究内容との関連の有無は採否には影響しません。なお、機会均等の観点から、前回および今回の合計派遣期間によっては、審査の際に優先順位が低くなる可能性があります。

③語学の習得を主目的とする派遣は認められません。

#### 4. 参加する国際会議・コース

北極に関する国際会議・コース等から、申請者が応募に際して参加を希望するものを特定し、申請してください。

参考:「14. 代表的な国際会議・コース等一覧」

#### 5. 申請手続き

(1)申請書類

次の①～⑦の書類各1部を提出して下さい。

①申請書

②大学院在籍証明書

③在職証明書(様式自由)

\*該当する方のみ

④在留資格の記載がある書類(在留カード、外国人登録証明書など)のコピー

\*外国籍を有する方のみ。

⑤渡航スケジュール・予算計画書

⑥会議・コース等の概要を示す資料(Web ページ等を PDF 化したもの)

⑦発表要旨(会議参加の場合)

(2)申請期間

①第1回募集

募集期間: 2019年1月22日(火)~2019年2月28日(木)

派遣開始時期: 2019年4月下旬~2020年2月中旬

※原則として、2020年2月末までに帰国することが前提となります。

②第2回募集

募集期間：2019年5月21日(火)～2019年6月27日(木)

派遣開始時期：2019年9月上旬～2020年2月中旬

※原則として、2020年2月末までに帰国することが前提となります。

### (3)申請方法

申請書類一式を、簡易書留等配送が確認できる方法で下記の提出先まで郵送して下さい。また、申請書類一式をPDFファイル化し(押印不要)、下記の提出先E-mailアドレスまでメール添付の上送付して下さい。なお、郵送、E-mailともに募集期間内必着とします。

〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目

北キャンパス総合研究棟2号館(次世代物質生命科学研究棟)2階

北海道大学北極域研究センター ArCS 若手研究者海外派遣支援事業担当

E-Mail: [arc\\_capabil@arc.hokudai.ac.jp](mailto:arc_capabil@arc.hokudai.ac.jp)

※申請書は英語で作成して頂くことは差し支えありませんが、事務局とのメールや電話等による連絡は主に日本語で行われます。

## 6. 審査及び決定

提出された申請書の審査は、人材育成メニューのもとに設置される人材育成ワーキンググループが行い、当該審査結果を踏まえ、北海道大学が派遣支援対象者を決定します。審査結果は、募集期間終了から1ヶ月後を目処に、申請書記載の本人連絡先に書面にて通知します。

## 7. 審査基準

審査は以下の基準に基づき行われますので、申請書作成の参考にしてください。

### (1) 必須事項(応募基準への適合)

- ・対象分野、身分、年齢、渡航期間等の条件を満たしているか

### (2) 評点審査

#### ① ArCSの事業目的との適合性

- ・渡航の目的、計画はArCSの事業目的に沿っているか

#### ② 渡航計画の効率性および有効性

- ・渡航の目的、計画は具体的に書かれているか
- ・渡航期間、予算は目的に照らし合わせて効率的か

#### ③ コミュニケーション能力

- ・現地でコミュニケーションをとるための能力は充分か(語学検定等の資格を有する場合は加点対象となります)

#### ④ 今後の研究の展望、将来性

- ・この渡航により、申請者自身の今後の北極研究の発展を望めるか

#### ⑤ 総合評点

- ・申請書全体を通してやる気や熱意をくみ取った総合的な評点

本事業は、我が国の大学や研究機関等に所属する外国籍の研究者や留学生も対象としておりますが、

外国籍の方の場合には、海外派遣する事によって、我が国の北極域研究の推進に貢献するものであることや当該者の一時帰国のための申請ではないなどの視点においても審査されます。

## 8. 派遣までの流れ

採択された後、派遣までの流れは以下の通りです。派遣支援対象者は、北海道大学 ArCS 若手研究者海外派遣支援事業担当からの連絡にしたい、必要な手続きを進めてください。

### (1) オリエンテーション

全ての派遣支援対象者に、メール等により、本事業の狙いや審査員からの渡航計画に対するコメント、ログ(事務手続きの流れなど含む)に関する情報を提供するオリエンテーションを行います。

### (2) 派遣支援に係る事務手続き

派遣支援対象者に、派遣支援の手引きと共に、銀行口座登録などの様式が送付されます。手引きにしたい、事務手続きを進めてください。

## 9. 支給経費

北海道大学の諸規程に基づき、下記費用を北海道大学が支給します。

- (1) 交通費            申請者の所属機関から会議・コース等開催地までの往復交通費(エコノミークラス運賃相当)
- (2) 滞在費            本事業が定める規程に従って支給
- (3) 査証等取得費    査証等取得にかかる費用(実費相当)
- (4) 雑費              国際会議やコース等の参加費等

## 10. 海外旅行傷害保険

派遣支援期間中は、北海道大学が用意する海外旅行傷害保険に加入していただきます。下記項目を含む基本的な保険料は北海道大学が負担します。

- ① 障害・疾病死亡
- ② 傷害後遺障害
- ③ 賠償責任
- ④ 治療・救援費用

## 11. 個人情報の取り扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、北海道大学及び ArCS の業務遂行のみに利用します。提出された申請書は、審査終了後に事務局にて処分します。なお、派遣支援が決定した場合は、氏名、所属機関、及び帰国後に提出していただく報告書が公表されます。

## 12. 派遣支援対象者の義務

### (1) 派遣支援期間中

派遣支援対象者は、申請書に記載した渡航計画に基づき、その活動に専念する義務があります。

### (2) 派遣期間終了後

#### ①報告書提出・公開義務

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後2週間以内に、後日北海道大学が指定する所定の報告書を北海道大学および ArCS 事務局に提出していただきます。提出された報告書は ArCS のホームページ上で公開されます。

※参考:平成 29 年度採択者一覧 (<https://www.arcs-pro.jp/project/capacity/essential-h29.html>)

#### ②成果発表会への協力

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、派遣による研究の成果を ArCS が年に一度開催する成果発表会等において発表していただきます。短期派遣の派遣支援対象者は、中・長期派遣の派遣支援対象者が企画する発表内容や形式に合わせて、発表資料等の提供や、パネルディスカッションの参加などにご協力いただきます。

※成果発表会参加にかかる旅費は北海道大学が負担します。

#### ③調査協力義務

派遣支援対象者は、派遣支援期間終了後に、北海道大学及び ArCS が実施する北極域研究及び人材育成に関する調査に協力していただきます。

#### ④情報交換コミュニティへの参加

ArCS 若手海外派遣支援事業採択者で構成される SNS コミュニティに参加していただきます。

### 13. 派遣支援対象者の遵守事項

派遣支援対象者は、派遣支援期間中及び派遣支援期間終了後、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ①派遣支援対象者の義務を遂行すること
- ②派遣期間中、本事業による支給経費と重複する他の資金援助を受けないこと
- ③不正受給を行わないこと
- ④研究費の不正使用を行わないこと
- ⑤その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

上記の遵守事項に違反、又は次に掲げる事項のいずれかに該当すると北海道大学が判断した場合には、さかのぼって本事業の採用の取り消し、経費の支給停止又は支給済の経費の返還請求を行うことがあります。なお、派遣支援決定後、遵守事項に関する誓約書を提出していただきます。

- ①病気等のために計画された活動を継続できないことが明らかな場合
- ②研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- ③申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- ④申請・派遣支援資格を有していないことが明らかになった場合
- ⑤過去に、研究活動における不正行為、研究費の不正使用、公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- ⑥無断で一時帰国や派遣期間短縮等、計画の変更を行った場合
- ⑦その他、別に定める本事業の手引に記載されている条件に違反し、北海道大学の指示に従わなかった場合

#### 14. 代表的な国際会議・コース等

北極関連の国際会議・コース等の情報を下記のウェブサイトで参照できます。

○ARCUS (Arctic Research Consortium of the United States)

URL: <https://www.arcus.org/>

○Arctic Portal –The Arctic Gateway-

URL: <http://arcticportal.org/>

#### 15. 問い合わせ先

〒001-0021 北海道札幌市北区北 21 条西 11 丁目

北キャンパス総合研究棟 2 号館(次世代物質生命科学研究棟)2 階

北海道大学北極域研究センター ArCS 若手研究者海外派遣支援事業担当

E-Mail: [arc\\_capabil@arc.hokudai.ac.jp](mailto:arc_capabil@arc.hokudai.ac.jp)